

秋田県特定地域づくり事業協同組合制度コーディネーター設置要領

（目的）

第1条 この要領は、過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するため、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく専門人材として、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）及び秋田県過疎地域等政策支援員設置要綱（令和7年6月19日制定、以下「要綱」という。）に基づき秋田県（以下「県」という。）が設置する県過疎地域等政策支援員のうち、特定地域づくり事業協同組合（以下「組合」という。）の設立・運営支援を行う「秋田県特定地域づくり事業協同組合制度コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）」に関する必要な事項を定める。

（業務内容）

第2条 要綱第3条に定めるコーディネーターの業務内容は、次のとおりとする。

- （1）組合の設立検討に関する支援（市町村や事業者への周知、相談対応等）
- （2）組合の設立・認定に関する支援（申請書類の作成支援、関係者との調整等）
- （3）組合の運営に関する支援（専門家の派遣調整、実績報告書類の作成支援等）
- （4）その他地域の実情に応じた組合の設立・運営までの一体的支援に係る必要な活動

（委嘱）

第3条 コーディネーターは、県が業務委託を行うコーディネーター設置業務（以下「委託業務」という。）の受託者が雇用し、次の各号の要件を全て満たす者として指名する者の中から知事が委嘱する。

- （1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- （2）秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に該当しない者
- （3）委託業務を遂行するに当たり、中小企業等協同組合法等の関係法令に精通し、必要な知識、資格及び実務経験を有している者
- （4）地域の活性化に意欲があり、地域の特性を尊重して関係者と積極的にコミュニケーションをとることができる者

2 コーディネーターの委嘱に伴う県との雇用関係は、存在しないものとする。

（委嘱期間）

第4条 要綱第5条に定めるコーディネーターの委嘱期間は、委託業務に係る契約書に定める履行期限とし、再任を妨げない。

（報酬等）

第5条 要綱第6条に定めるコーディネーターの報酬は、委託業務の受託者から支払うものとする。

2 要綱第6条に定めるコーディネーターの活動に必要な経費は、委託業務の受託者から支給するものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月19日から施行する。